

東京都立葛飾商業高等学校管理運営規程（全日制課程）

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立葛飾商業高等学校全日制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 指導教諭

指導教諭は、生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

第7 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第8 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第9 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。(ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かないことができる。)

- 1 部
教務部、生活指導部、進路指導部及び総務厚生部を置く。
- 2 学年
第1学年、第2学年、第3学年を置く。
- 3 学科
ビジネス科を置く。
- 4 教科
(1) 国語科、地歴公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科（英語）、家庭科及び商業科を置く。
(2) 国語科、地歴公民科、数学科、理科、保健体育科、外国語科（英語）に教科主任を置く。
- 5 企画調整会議
- 6 職員会議
- 7 教科会
教科主任を置く教科に教科会を置く。その他家庭科及び商業科に教科会を置く。
- 8 委員会
(1)カリキュラム検討委員会
教育課程の立案、編成に関すること。
(2)入選委員会兼教科書選定委員会
入学者選抜並びに教科書選定に関すること。
(3)学校開放事業運営委員会
学校施設・設備の都民への開放、教職員の知識・技能の提供に関すること。
(4)安全衛生委員会
教職員の安全且つ衛生に関すること。
(5)防災・安全委員会
生徒・教職員の防災・安全に関すること。
(6)学校保健委員会
学校保健計画の作成等、生徒の健康・安全に関すること。
(7)施設委員会
校内の施設、設備に関すること。
(8)省エネ委員会
校内の省エネを推進し、二酸化炭素の排出削減等、校内の省エネに関すること。
(9)特別支援委員会兼いじめ対策委員会
生徒の実態把握と情報の共有化及び支援体制に関すること。
(10)図書館運営委員会
運営方針、年間運営計画、利用指導計画の策定、業務委託受託者への指示・連絡調整に関すること。
(11)学力向上推進委員会兼ALCM推進委員会
学力向上推進事業、アクティブ・ラーニング並びにカリキュラムマネジメント推進事業に関すること。
(12)防災教育推進委員会
防災教育推進事業に関すること。
- 9 学校運営連絡協議会(防災教育推進委員会・学校サポートチームを兼ねる)
(1)目的
学校運営連絡協議会は、本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

(2)構成委員

保護者、地域の有識者及び関係機関・施設の長、教職員、その他校長が必要と判断した者とする。なお、構成委員については任期を1年とし、校長が委嘱するものとする。教職員についても、校長が委嘱する。

(3)開催

年3回とする。

(4)招集

校長が必要に応じて招集する。

(5)その他、必要な事項は、校長が定める。

10 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

11 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

12 その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第10 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第11 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画課（室）長、主幹教諭、各部主任、各学年主任、学科主任とする。

3 開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第12 職員会議

1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月1回開催する。
(各学校の実態に合わせて、開催回数を決定する。)

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

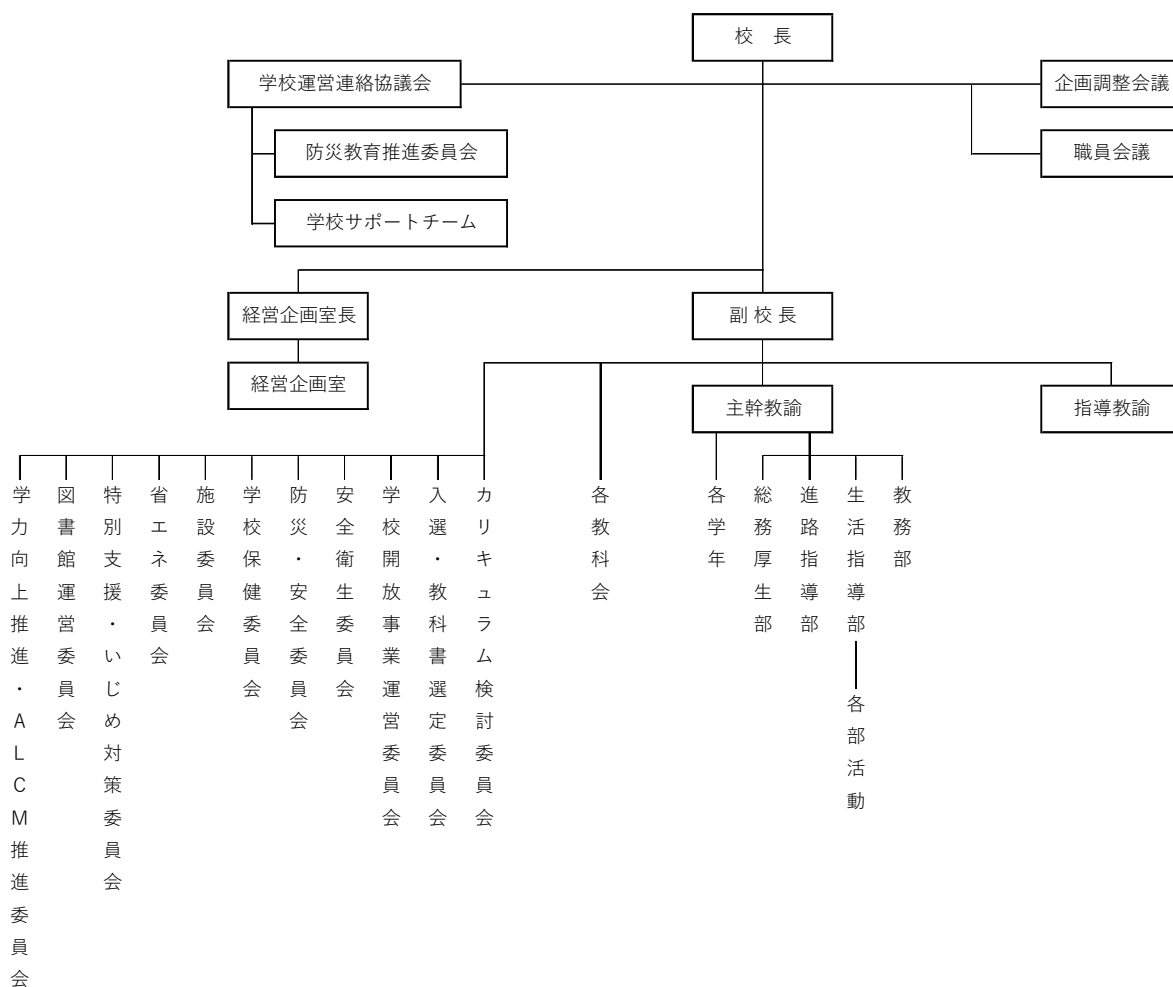
- 5 司会
校長が選任する。
- 6 記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。
- 7 運営
 - (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
 - (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第13 教科会

- 1 目的
教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。
- 2 所掌事項
 - (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
 - (2) 「年間授業計画」に関すること。
 - (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
 - (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
 - (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
 - (6) 教科書選定に関すること。
 - (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
 - (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
 - (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。
- 3 構成員
同一教科の全ての常勤の教員とする。
(そのほかに、教科指導上の必要に応じ非常勤教員、実習助手を加えて記載する。)
- 4 開催
定例的な教科会を、月1回開催する。
年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時(年1回)、定期考査前(年5回)、成績評定前(年3回)、OJT関係実施時期(年3回)に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。(各校の実態に合わせて、開催回数及び実施時期を毎年4月1日までに決定する。)
その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。
(都立中学校の教科会は、併設の高等学校の教科会と一体として開催する。)
- 5 招集
教科会は、教科主任が招集する。
教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

第14 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



第15 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第16 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第17 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第18 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。(10 葛商高第 1281 号 平成 10 年 12 月 11 日)

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。(15 葛商高第 334 号 平成 15 年 4 月 28 日改正遡及適用)

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。(15 葛商高第 2128 号 平成 16 年 3 月 31 日改正)

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。(18 葛商高第145号 平成 18 年 4 月 26 日改正遡及適用)

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。(19葛商高第2号 平成 19 年 1 月 1 日改正)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。(20葛商高第60号 平成 20 年4月1日)

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。(21葛商高第2号 平成 21年4月1日)

附 則

この規程は、平成21年6月15日から施行する。(21葛商高第415号 平成 21年6月15日)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(22葛商高第5号 平成22年4月1日)

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。(22葛商高第990号 平成22年12月2日改正遡及適用)

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。(23葛商高第167号 平成23年4月13日改正遡及適用)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(24葛商高第23号 平成24年4月1日)

附則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。(24葛商高第1783号 平成25年3月25日改正)

附則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。(25葛商高第2072号 平成26年3月31日改正)

附則

この規程は、平成 2 6 年 9 月 1 日から施行する。(26葛商高第1042号 平成26年8月18日改正)

附則

この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。(26葛商高第2414号 平成27年3月31日改正)

附則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。(29葛商高第18号 平成29年4月3日)

附則

この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。(30葛商高第4号 平成30年4月1日)

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(2葛商高第34号 令和2年4月1日)